

公的研究費不正防止計画

令和5年6月26日

長崎総合科学大学
研究不正防止推進会

I. 方針

文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」や、「科学研究費助成事業の使用について各研究機関が行うべき事務等」をはじめとする公的研究費の不正防止に関する法令等に則り、「長崎総合科学大学公的研究費に係わる不正行為防止に関する規程」をはじめとする関係規程・体制等の整備を図り公的研究費の不正使用防止するため「長崎総合科学大学 公的研究費不正防止計画」を策定し、同計画を効果的及び計画的に実施することにより、研究費の適正かつ効率的な運営及び監査体制に万全を期する。

II. 実施内容

1. 研究者等に対しての実施

公的研究費による研究活動に関わる全ての構成員（研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者）には、配分機関の定める事務処理要領及び本学の規程等を遵守させ、公的研究費の適正な執行に努める。公的研究費とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等をいう。

2. 組織としての具体的実施事項

①関係諸規程の見直し

責任体系を明確化し、公的研究費の取扱ルールと現行規則等や現場実態とが乖離していないか年度初めに確認作業を行い、現行規程の見直しを行うとともに、必要に応じた新たな規程の制定を行う。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の定めに応じた規程と、「研究活動不正行為対応等ガイドライン」の定めたものに規程を再整理する。

②不正発生要因の検証

不正防止計画については、文部科学省等からの情報や公開されている不正事例の検証結果を参考に、主な不正発生要因として、「物品・役務」については、預け金、期ずれ、「旅費」については 架空請求、二重請求、「謝金・給与」については、カラ雇用、カラ謝金等が考えられる。これらを踏まえて公的研究費の運用・管理の適正化を図る。

③適正な執行管理活動

研究不正防止部署は、公的研究費による研究活動に関わる構成員（研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者）の理解度を把握し、執行状況をモニタリングし、配分機関の定める事務処理要領及び本学の規程等を遵守し公的研究費の適正な執行管理に努める。研究計画と予算執行状況との比較において、著しく遅れている場合には改善を促す。

④コンプライアンス教育による意識向上と、大学構成員全員への啓発活動

公的研究費による研究活動に関わる構成員（研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者）の研究倫理意識の向上と、適正な公的研究費の運用・管理を行うことを目的に、採用時や異動時、採択された事業の初年度に取扱説明会を開催する。また、5年に1回、E-Learning(A P R I N)による研修会の受講を義務付ける。

公的研究費による研究活動に関わる全ての構成員（研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者）は、不正を行わない旨の誓約書を3年に1回提出を求める。

定期的に（四半期に1回程度）会議体・Webサイト・メール等による情報共有、ポスターの掲示、意識調査の実施等啓発活動を実施し、全ての大学の構成員に対して、研究不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る

⑤物品等の検収・管理

物品の納品・検収確認については、規定に基づき検収担当者が行い、備品シールの貼付を確実に行う。特殊な役務や有形成果物の検収は、検収担当者に加え所属長など複数名で行う。

⑥取引業者との癒着防止

納入業者に対して、年度末に公的研究費の運用・管理・監査について周知し、必要に応じて、不正に関与しない旨の誓約書の提出を求める。

⑦旅費の事実確認

旅費請求は、事前に出張伺書を届け出て決裁を受け、処理を行う。出張後は、出張報告書及び証拠書類の提出のほか、一部を抽出し研究者とのヒアリング実施や、出張相手先に照合をする等により事実確認を行い、実態の把握に努める。

⑧賃金・謝金等の事実確認や勤務実態の把握

非常勤雇用者および謝金受給者の勤務日や勤務時間等は、出勤簿を事務局に置くなどの客観性を持たせ、コンプライアンス責任者の確認を加えるなど勤務実態の把握に努める。また、一部を抽出し業務に関するヒアリングを行う。

⑨相談窓口、通報窓口

公的研究費の使用等に関する相談等に応じるために、相談窓口及び研究費・研究活動の不正に係る通報窓口を学内、及び告発者保護の観点から学外に設置し、関係部署と連携して速やかに対応する。

⑩内部監査等の実施

監事や内部監査員、監査担当者は、研究不正防止部署と連携し、研究不正防止の体制整備状況や、研究費の適正な運用・管理について効率的で実効性のある監査を実施する。監査計画及び監査の結果は 学内に周知する。

リスクアプローチ監査は、規定や法令に従う他に特別な役務を加えるものとする

⑪大学構成員への諸規程等の周知

採用時の導入研修会や科研費に係る公募説明会等の機会を利用して、研究不正防止に係る諸規程等の周知を徹底する。

⑫外部への公表

研究費の不正防止への取組みに関する方針等を、ホームページにより内外に公表し周知を図る。

⑬PDCAサイクル

本計画については、関係規程等体制の運用実態・効果の点検、モニタリング等から顕在化したリスク・管理体制等の課題の把握・評価、監査報告を基に改善する。

⑭その他 上記の他に研究不正防止に関する法令等及びその概要と必要な対応を、以下に示す

日本学術振興会（文科省）【科研費 の使用について各研究機関が行うべき事務等】

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、経費管理・監査体制を整備する
- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を文部科学省に提出する最高管理責任者や、監事の確認を必要とするため、年度初めに、新年度の様式及び法令等を監査に関わる構成員へメールで周知することと

し、監事との意見交換の会議を開催し、提出期限の1か月前までに、統括管理責任者および研究不正防止部署は、回答案および根拠資料を提出する。

○経費管理担当者の報告

経費管理責任者及び交付内定を受けた補助事業ごとの経費管理担当者を選任する

○内部監査の実施

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、（科研費をはじめとする公的研究費に対して）、公認会計士等を活用した監査を実施する監査の一部（監査を実施する補助事業の概ね10%以上が望ましい。）については、書類上の調査にとどまらず、実際の助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとする

○研究活動における不正行為への対応

【研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン】を参考に、関連する規程等を整備し、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」を9月までに提出する。研究者を対象に研究倫理教育を実施する

○研究活動の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保

文部科学省通達 【研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について】等に基づき、研究活動の公正性及び透明性を確保し、公的研究費に関わる活動の説明責任を果たすために必要な取組を行う

○人権保護及び法令等の遵守

研究に当たり、関係する法令等に基づく文部科学省等関係府省庁等への届出等に関する事務を適切に行うために規定制定など必要な体制等を整備する。

- ・社会的コンセンサス（関係者の同意・協力）を得る必要がある場合
- ・個人情報の取扱いに配慮する必要がある場合（個人情報の守秘、人権の保護等）
- ・生命倫理・安全対策に取り組む必要がある場合（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、遺伝子組換え実験を含む研究を実施する場合等）

- ・【外国為替及び外国貿易法】に基づき規制されている技術の非居住者若しくは外国への提供（記録媒体等での持ち出し、電子メールでの送信も含む。）又は貨物の輸出をしようとする場合 等
- ・【研究に当たり、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律】等の関係する法令等を遵守する

○関係書類の整理・保管

直接経費および間接経費について、定められた関係書類を整理し、補助事業期間終了後5年間保管（電磁的記録による保存も可能とする。）しておくこと。また電磁的記録による保存に関する規定を整備し、余裕をもって事前に周知をする。

【厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest : COI）の管理に関する指針】に基づき、研究の公正性、信頼性の確保の観点から、研究者の利益相反について、その透明性を確保して適切に管理する。（厚生労働省通達）

【臨床研究法】

特定臨床研究を実施する者に対して、モニタリング・監査の実施、利益相反の管理等の実施基準の遵守及びインフォームド・コンセントの取得、個人情報の保護、記録の保存等を義務付ける。（厚生労働省通達）

【データポリシー策定のためのガイドライン】

内閣府「総合イノベーション戦略」に基づき、研究機関は推進すべきもの

(厚生労働省通達)

【サイバーセキュリティ基本法/

政府機関等の情報セキュリティ対策の運用等に関する指針】 競争的研究費

○情報セキュリティに関する体制整備 環境省国プロ事業

要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずる

○情報管理に関する規程類の整備 NEDO 事業

機微情報を伝達又は漏えいしてはならない旨を定めている。

機微情報の漏えいなどによる情報セキュリティ上の問題が発生した場合、その対応方法や連絡体制、情報漏えいした際の処分等に関するルールを定めている。

情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成し、情報取扱者は実施計画書の研究体制に記載された者及びNEDOが了解した者のみとしている。

【みんなの公共サイト運用ガイドライン】

【Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン】

研究成果広報体制の基準の整備

以上